

医療扶助における後発医薬品の使用に関するQ&A

（問１）単に患者の希望のみで先発医薬品を調剤する場合、生活保護受給者でない方と同様に、特別の料金を徴収することになるのか。

（答）医療扶助において、生活保護受給者から特別の料金を徴収するケースは想定されません。医療上の必要性がないと判断される場合には、生活保護法（昭和25年法律第144号）第34条第3項に基づき、後発医薬品処方等又は調剤を行うこととなります。

（問２）生活保護受給者が先発医薬品を希望した場合はどうなるか。

（答）平成30年より、先発医薬品を希望した場合であっても、原則、後発医薬品を使用することとなっています。ただし、医師又は歯科医師が先発医薬品の処方等又は調剤をする医療上の必要があると判断する場合や後発医薬品の在庫がない場合等はこの限りではありません。

長期入院選定療養以外の選定療養は医療扶助の支給対象とはならず、特別の料金を生活保護受給者が負担して、先発医薬品を使用することはできません。また、先発医薬品の薬剤費全額を生活保護受給者が負担し、先発医薬品の使用をすることもできません。

（問３）一般名処方等で患者が後発医薬品の調剤を拒否する場合、どうすればよいのか？（薬局）

（答）薬剤師の専門的な知見から先発医薬品を調剤する必要があると考えられる場合は、処方医に疑義照会を行い、医師の判断を確認してください。

（問４）処方医に疑義照会をしたところ、先発医薬品の使用は、医学的知見から不要という見解が示された場合は、どうしたらよいのか？（薬局）

（答）受給者に説明の上、後発医薬品を調剤してください。次のような説明が考えられます。「法令に基づき、今回は後発医薬品を調剤します。後発医薬品を使用して違和感があれば、次回の診察の際、主治医に相談してください。」

（問５）処方医に疑義照会をしようとしたら、処方医が休診等で連絡を取ることができず、福祉事務所にも連絡が取れなかった。生活保護受給者からの申出により、後発医薬品の使用について疑義がある状態であるが、処方箋は「銘柄名処方かつ変更不可」とはなっておらず、法令上、後発医薬品を調剤すべき状況である。どのように対応すればよいのか。（薬局）

（答）処方医に連絡が取れず疑義照会が行えない場合で、休日や夜間等で福祉事務所にも連絡が取れない場合には、事後的に福祉事務所に連絡することとして、一旦先発医薬品を調剤することとして構いません。ただし、次回受診までに当該疑義及び調剤内容について処方医に情報提供及び確認を行い、次回以降の処方・調剤について調整を行ってください。

この場合、患者の希望のみによる先発医薬品の使用ではないため、選定療養にはあらず、特別の料金の徴収も要しません。

（問６）先発医薬品の調剤が認められるのはどのような場合か。（薬局）

（答）原則、処方箋が銘柄名処方、変更不可となっている場合となります。生活保護受給者に先発医薬品を調剤できる場合は以下のとおりです。

- ・医師又は歯科医師が先発医薬品を医療上必要であると判断する場合
- ・薬局から処方医に疑義照会した結果、先発医薬品が医療上必要と判断された場合
- ・後発医薬品の在庫がない場合
- ・後発医薬品の薬価が先発医薬品の薬価よりも高くなっている又は先発医薬品の薬価と同額になっている場合

（問７）毎月、先発医薬品を調剤している人の報告は今後も継続して必要か。（薬局）

（答）先発医薬品調剤状況連絡票については、令和６年１０月以降、新様式での報告をお願いします。新様式は姫路市のウェブサイトに掲載しております。先発品医薬品の調剤を行った理由を調剤報酬明細書の摘要欄に記載できない場合は、福祉事務所へ報告してください。

（問８）生活保護受給者には周知しているのか。

（答）原則、後発医薬品を使用することとなっている旨を周知しています。